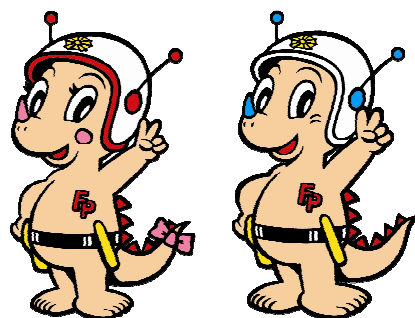


# 福井県公安委員会 開催概要

平成29年11月24日開催 「定例公安委員会」



## 会議状況

### 1 包括的案件

〈報告事項〉

#### (1) 勝山市内の一般住宅における殺人事件の検挙

県警察から、11月15日に発生した勝山市内の一般住宅における殺人事件の検挙について報告があった。

委員から「非常に早い検挙で良かった。」との発言があった。

委員から「これまでに、警察署で被害者等からの申出を聞いていたことはあったのか。」との発言があり、県警察から「平成21年頃に、トラブルに関する相談を受理している。」との説明があった。委員から「今回の事件により、同じような犯罪を防止する手立てのヒントが得られればと思う。よろしく願います。」との発言があった。

委員から「迅速な捜査で早期に解決していただき感謝する。今後もよろしく願います。」との発言があった。

#### (2) タンクローリー車によるラウリン酸飛散事件の検挙

県警察から、本年6月7日に敦賀市赤崎地籍から南条郡南越前町具谷地籍までの国道8号線上において発生した、タンクローリー車によるラウリン酸飛散事件の検挙について報告があった。

委員から「運送会社社長に対し道路交通法違反による罰金5万円の処分が出ているが、もし飛散物が原因で死亡事故が発生していた場合は違った刑罰が適用されたのか。」との発言があり、県警察から「死亡事故が発生していれば、刑法第211条の業務上過失致死の適用も考えられる。」との説明があった。

委員から「事故があれば警察に届けるが、今回のように液体の飛散等があった場合には、運転手や社長としては、どういう措置が正しかったのかをお聞きしたい。」との発言があり、県警察から「このような事案があれば110番していただくのが一番良い。警察から道路管理者への通報を行い、連携して対応する。」との説明があった。

委員から「一つ誤れば重大事故につながる場所であるので、積載物の取締りを強

化し、道路の安全確保に努めていただくようよろしくお願いします。」との発言があった。

### (3) 平成29年度雪寒期における交通路確保対策

県警察から、平成29年度雪寒期における交通路確保対策について説明があった。

委員から「平成27年度以降は国道8号線において大きな交通障害が発生していないことから、STOP&GO作戦が功を奏していると言える。国土交通省と連携し、大雪等に短時間で対応できるよう常に頑張っていたきたい。」との発言があった。

委員から「大きな交通障害を起こさせないために、今後も大雪警報等発令時の体制強化を続けていただくようお願いする。」との発言があった。

委員から「気象状況や積雪を予想しながらの交通路確保は難しいと思うが、関係機関と密に連絡をとって対策をお願いする。」との発言があった。

### (4) 平成29年度中部管区広域緊急援助隊合同訓練の開催結果

県警察から、11月22日に行われた平成29年度中部管区広域緊急援助隊合同訓練の開催結果について報告があった。

委員から「大規模な訓練で災害の想定も非常に大きいですが、災害救助活動に当たる人々の安全確保のため、津波情報への対応を想定しておく必要があるのではないかと思う。」との発言があり、県警察から「そういう想定も含め、引き続き訓練していきたい。」との説明があった。

委員から「日頃から訓練を重ね経験を積んでいると思うが、今回の訓練で次年度以降に生かせる経験はあったか。」との発言があり、県警察から「訓練後に参加部隊からアンケートを採っており、これを集計して次年度以降の訓練に生かしていく。」との説明があった。

委員から「災害が発生し、他県警察から部隊の援助を受ける場合に、道路封鎖等に対する指示はどうされるか。また、余震による二次被害を防ぐための措置はあるか。」との発言があり、県警察から「派遣部隊に対しては、援助を受ける県警察が道路情報を発信する。円滑な連絡体制がとれるようになっている。余震については、緊急地震速報により速やかに災害現場から離れるよう指示をし、二次災害を防ぐ措置を行う。」との説明があった。

## 2 個別決裁

### (1) 全国警察拳銃射撃競技大会優勝報告

11月17日に行われた平成29年度全国警察拳銃射撃競技大会の優勝報告を受けた。

### (2) 平成29年度第13次交通規制(11月24日告示)

平成29年第13次交通規制の実施予定について説明を受け、これを決裁した。

**(3) 審査請求に係る審理手続き等**

福井県公安委員会に対する審査請求に係る審理手続きについて説明を受けた。

**3 運転免許の処分関係**

本日（11月17日）実施した道路交通法違反等に関する意見の聴取11件の実施結果と処分内容に関する説明を受け、原案のとおりこれを決定した。